

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和7年8月28日

奈良県立橿原考古学研究所 副所長

第1 競争入札に付する事項

- 1 業務名 橿原考古学研究所
特定建築物・建築設備・防火設備定期点検業務委託
- 2 履行場所 橿原考古学研究所本館 奈良県橿原市畝傍町1番地
御坊埋蔵文化財収蔵庫 奈良県橿原市御坊町53番地
室生理蔵文化財整理収蔵センター（旧室生高校校舎及び体育館）
奈良県宇陀市室生大野1366-1
畝傍収蔵庫 奈良県橿原市畝傍町50番地
- 4 業務概要 仕様書のとおり
- 5 業務期間 契約日 ～ 令和8年3月13日
- 6 落札者の決定
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

第2 入札方法

- 1 入札は、業務委託一式の金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された課税対象金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）に非課税対象金額を加算した額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の内、課税対象分の110分の100に相当する金額と非課税対象分の金額を分けて、入札書に記載してください。
- 2 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- 3 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 4 郵便入札の可否 可
入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「橿原考古学研究所 特定建築物・建築設備・防火設備定期点検業務委託 入札書在中」と朱書きして、令和7年9月19日（金）午後5時までに到着（必着）するようにしてください。

5 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から5までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品入札等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者として、営業種目「Q役務の提供、1建物管理、⑩その他」若しくは「Q役務の提供、4検査・分析・調査業務、②その他の検査」に登録をしている者又は令和7年度奈良県建設工事等入札参加資格者名簿（建築設計）に登録をしている者であること。
- 3 一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員資格者証、建築設備検査員資格者証及び防火設備検査員資格者証の交付を受けている人材を有する業者であること。
- 4 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止の期間中でない者。
- 5 この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。
- 6 この公告に示した調達役務と同等と県が認める契約を締結し、誠実に履行した者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の2で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うこと。

第5 入札日程

- 1 入札説明会
実施しません
- 2 競争入札参加資格申請
令和7年9月8日（月曜日）午後5時00分まで
- 3 入札書の提出
令和7年9月19日（金曜日）午後5時00分まで
- 4 開札
令和7年9月22日（月曜日）午前10時00分から
- 5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒634-0065 橿原市畝傍町1番地

奈良県立橿原考古学研究所 総務課総務係

電話番号（直通）0744-24-1101

なお、入札説明書及び仕様書については、奈良県立橿原考古学研究所のホームページからもダウンロードできます。（<https://www.kashikoken.jp/offer/>）

2 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和7年8月28日（木）から令和7年9月8日（月）

3 入札説明会の日時及び場所

実施しません

4 開札の場所

奈良県立橿原考古学研究所 1階 研修室

5 その他詳細は、入札説明書によります。

第7 その他

1 契約手の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5の額の入札保証金を納付しなければなりません。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付します。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができます。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第の規定によります。

(4) 入札保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができます。

(ア) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証金保険契約を締結した者

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

4 契約書作成の要否

要します。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札

6 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「資材等購入契約」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る資材等購入契約に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、6の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契

約者」と読み替えるものとします。

8 その他

(1) 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。

(2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。